

## 第15回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日 時 平成28年2月8日(月) 15:00~17:00
- 2 場 所 大阪労働局 第2庁舎 14階 会議室
- 3 出席者 公益委員 : 石田委員・飴野委員・石黒委員・横見委員  
労働者委員 : 大野委員・奈良山委員・樋口委員・  
三宅委員  
使用者委員 : 栗田委員・藤倉委員・古川委員・間口委員  
専門委員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課  
岡野課長(代理出席)  
大阪府港湾局 渡部次長(代理出席)  
大阪市港湾局 徳平局長  
事務局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課  
大西課長・五代儀課長補佐・小阪係長・  
川岸班長・山口係員  
大阪港労働公共職業安定所  
豊浦所長・新井課長  
オブザーバー : (一財)港湾労働安定協会大阪支部  
中野支部長  
随行者 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課  
宮崎係長
- 4 議 題 (1) 大阪港の雇用秩序の維持について  
(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について  
(3) その他
- 5 議 事 以下のとおり

( 五代儀課長補佐 )

定刻となりましたので、第15回大阪地方労働審議会港湾労働部会を始めさせていただきます。開会に先立ちまして、大阪労働局職業安定部職業対策課長の大西より、開会のご挨拶をさせていただきます。

( 大西課長 )

大阪労働局職業安定部職業対策課長の西大でございませう。

第15回大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、何かとご多忙のところ、本部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から大阪労働局の業務運営、とりわけ港湾労働行政の推進に、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

はじめに、最近の経済情勢ですが、平成28年1月の内閣府の月例経済報告におきまして、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされておりまして、先行きについては、「アメリカの金融政策の正常化が進むなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされているところでございませう。

一方、雇用失業情勢でございませうが、大阪における平成27年12月の有効求人倍率につきましては、1.29倍と前月に比べて、0.03ポイント上昇し、平成25年10月より27か月連続の1倍台となっており、「現下の雇用失業情勢は、引き続き改善している。」ところでございませう。

このように、景気は緩やかに改善しつつある状況ではございませうが、私ども大阪労働局としましては、今後の展開を注視するとともに、平成26年4月から適用されております「港湾雇用安定等計画」に基づきまして、港湾労働者の雇用秩序の確立と維持に向けた取組みを継続して参る所存でございませう。

本日の議事内容でございませうが、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況について」となっております。「港湾労働者派遣制度の活用状況について」は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部の中野支部長様からご説明、また、その他といたしまして、「大阪港における船舶積卸し実績等について」近畿運輸局の岡野課長様から後ほどご報告いただけることとなっております。よろしくお願ひします。

最後になりましたが、本日の部会におきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜り、今後の港湾労働行政に反映させて参りたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひを申し上げ、簡単ではございませうが、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

( 五代儀課長補佐 )

申し遅れました、私、職業対策課の五代儀と申します。本日はどうぞよろし

くお願いいたします。本日は司会の方をさせていただきますので、よろしくお  
願いいたします。

それでは、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。  
上から順番に本日の次第、配席図、出席者名簿、本部会の委員名簿に規程集と  
なっております。その下に説明資料として大阪労働局説明資料の(1)と(2)、  
一般財団法人港湾労働安定協会説明資料と業務年報、最後に近畿運輸局説明資  
料をお配りしております。

不足資料がございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いします。

続きまして、本日、ご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせて  
いただきます。

公益代表委員の

石田委員でございます。

今回より新たにご就任いただいております、

飴野委員でございます。

同じく、今回より新たにご就任いただいております、

石黒委員でございます。

横見委員でございます。

次に労働者代表委員をご紹介させていただきます。

大野委員でございます。

三宅委員でございます。

樋口委員でございます。

奈良山委員でございます。

続きまして、使用者代表委員をご紹介させていただきます。

栗田委員でございます。

間口委員でございます。

今回より新たにご就任いただいております、

藤倉委員でございます。

同じく、今回より新たにご就任いただいております、

古川委員でございます。

続いて、専門委員でございますが、

深海委員の代理として、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長の岡野様にご  
出席いただいております。

井上委員の代理として、大阪府港湾局次長の、渡部様にご出席いただいてお  
ります。

徳平委員でございます。

なお、公益代表委員の谷岡委員、労働者代表委員として、今回より新たにご

就任いただいております、佐竹委員及び使用者代表委員の中谷委員につきましては、本日所用のため、欠席となっております。

また、本日は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の中野様にオブザーバーとしてご出席いただいております。

なお、事務局職員につきましては、お手元の「出席者名簿」で、紹介に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは部会の資格審査ということで、本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名の計12名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程及び地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第5条により、本日の会議は議事録の開示を含めまして原則、全て公開となっております、大阪労働局のホームページに掲載することとしておりますので、併せてご報告申し上げます。

なお、ご発言につきましては、議事録作成の都合上、お手数ですがマイクを通していただくようお願いいたします。

それでは、この後の部会の議事運営につきましては、運営規定第4条に基づき、石田部会長をお願いいたします。

( 石田部会長 )

改めまして皆様こんにちは。石田でございます。お寒い中お集まりいただきありがとうございます。

本日は、大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議事に先立ちまして、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第6条第1項の規定による議事録の署名人を指名させていただきます。公益代表委員からは、私、石田が、労働者代表委員からは、三宅委員に、使用者代表委員からは、栗田委員に、それぞれお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、議事にはいりますが、本日の議題は「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。

まず、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、事務局から説明させていただきます。ご意見・ご質問等につきましては、後ほど時間を設けておりますので、よろしくお願い致します。それでは、事務局より説

明をお願いします。

（ 小阪係長 ）

大阪労働局職業安定部職業対策課の小阪でございます。私の方からは議題の1番といたしまして「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組みについて」大阪労働局、説明資料（1）と資料（2）によりご説明いたします。説明資料（1）は、港湾雇用安定等計画及び大阪港における取組状況を説明資料（2）は、その詳細資料でございます。合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

説明資料（1）の港湾雇用安定等計画でございますが、現行の計画につきましては、平成26年度から平成30年度までの5カ年計画となっております。今年度は計画の2年目にあたり、この計画における平成27年度の取り組み状況について、ご説明いたしますが、内容によっては平成26年度の状況を記載しております。それでは、大阪港における「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」及び「雇用秩序の維持」を中心にご説明いたします。説明資料（1）の左側が平成26年度から適用されている計画で、右側が平成27年度の大阪港における取組状況でございます。

「1. 計画の基本的な考え方」といたしまして、（1）計画のねらい、（2）計画の背景と課題がございまして、2ページ目、3ページ目と続いております。（3）計画の期間ですが、先程も申し上げました通り、平成26年度から平成30年度までとなっております。

続いて「2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」でございます。「（1）港湾運送量の動向」ですが、平成26年度における大阪港の船舶積卸量は、約9,900万トンでございまして、平成25年度の約1億300万トンから約3.8%減少しております。

続きまして、「（2）港湾労働者の雇用の動向」の「イ 労働者数」についてでございます。平成27年12月末時点の大阪港における常用港湾労働者数は、6,910人となっており、前年同月の6,795人と比較しまして約1.7%増加しております。

説明資料（2）の資料1をご覧ください。港湾労働者数の推移を記載しております。これは各年度末、3月31日時点の数字でございます。右側の合計欄をご覧くださいと、平成26年度末時点では6,811人となっており、平成21年度以降5年連続で増加している状況でございます。先程申し上げました通り、平成27年12月末現在では6,910人ですので、今年度に入ってから増加傾向は続いております。次のページでございます、資料2は、6大港のデータでございます。上段の常用港湾労働者数は、平成27年3月末現

在の数字でございます。一番右の6大港合計の常用港湾労働者数は、33,604人と、前年同月の32,920人と比較して2.1%の増加となっております。次に6大港別に見ていきますと、東京港は、4,549人で、昨年同月が4,554人でしたので、0.1%の減となっております。横浜港は、7,962人で、昨年同月が7,740人ですので2.9%の増でございます。名古屋港は、5,437人で、昨年同月が5,484人ですので、0.9%の減となっております。大阪港は、6,811人で、昨年同月が6,367人ですので、7.0%の増でございます。神戸港は、5,373人で、昨年同月が5,365人ですので、0.1%の増でございます。最後に関門港は、3,472人で、昨年同月が3,410人ですので、1.8%の増となっております。このように、平成27年3月末の常用港湾労働者数は対前年同月と比較して、東京、名古屋港において減少となっている一方で、横浜、大阪、神戸、関門港については増加となっており、その中で、大阪港は対前年同月比の伸び率が最も高く、また、常用港湾労働者数で見ても横浜港に次いで多い状況でございます。

それでは説明資料(1)へ戻っていただきまして、3ページの「ロ 就労状況」でございます。大阪港における港湾労働者の平成26年度月間平均就労延数は、平成25年度に比べ7.5%増加してありまして、121,762人日となっております。

その内、常用港湾労働者の占める割合は99.6%となっております。

詳細につきましては、説明資料2になります。資料2の下段の6大港港湾労働者就労状況をご覧ください。平成26年度の6大港の月平均就労延日数の合計は、564,170人日でございます。平成25年度は、558,953人日でしたので、前年度比0.9%の増となっております。内訳としましては、常用労働者が、545,373人日で、前年度比1.2%の増、派遣労働者が、2,390人日で、前年度比5.1%の増、日雇労働者が、16,407人日で、前年度比7.6%の減となっております。

大阪港の状況につきましては、次のページの資料3をご覧ください。上の表の大阪港港湾労働者就労状況表の中段あたり、網掛けの下のところですが、平成26年度の月平均の状況をご覧ください。平成26年度月平均就労延数は121,762人日で、そのうち常用労働者は、121,263人日、派遣労働者が、382人日、日雇労働者が、117人日で、その右側の網掛けの比率で見ますと常用労働者が99.6%、派遣労働者が0.3%、日雇労働者が0.1%となっております。月別の就労延数ですが、表の左側に合計欄を記載してありまして、カッコ内の数字は対前年同月比の増減でございます。平成26年度の就労延数は、前年度比7.5%の増でございます。それぞれ、常用労働者

が、前年度比7.6%の増、派遣労働者が、前年度比5.4%の増、日雇労働者が、前年度比8.7%の増となっております。一番下の表は、大阪港の港湾労働者の月別の就労日数の推移を平成27年、26年、25年度別に折れ線グラフにしております。ご覧のように、港湾労働者の就労日数は、月により波動性があることが窺えるところでございます。

ちなみに、1ページ戻りまして、資料2の下の表は、平成26年度の6大港の就労状況でございます。平成26年度の就労形態の比率は、下段の右側でございますが、常用労働者が96.7%、派遣労働者が、0.4%、日雇労働者は、2.9%となっております。日雇労働者の割合は全国平均2.9%と比べまして、大阪港は0.1%と少ない状況となっております。

続きまして、説明資料(1)へ戻って頂きまして、4ページの「ニ 港湾労働者の年齢構成」でございます。平成27年12月末現在の数字でございますが、30歳未満が1,225人で、構成比は、17.7%でございます。30歳以上40歳未満が、1,692人で、構成比は、24.5%。40歳以上50歳未満が、2,262人で、構成比は、32.7%。50歳以上が、1,731人で、構成比は、25.1%でございます。全体の平均年齢は41.6歳となり、前年度と同水準となっております。詳細につきましては、説明資料(2)の資料4をご覧ください。直近の平成27年12月末現在の事業の種類別の年齢構成のデータを付けておりますので参考にしてください。

次に、説明資料(1)に戻って頂きまして、4ページの3の「(1)労働力の需給の調整の目標」に関する事項でございます。港湾荷役作業につきましては、企業に雇用される常用港湾労働者によることが基本となります。港湾運送の波動性に対応する企業外労働力といたしましては、港湾労働者派遣制度に基づいた、他の企業に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則とされておりまして、一層の徹底を図る事としております。

それでは、次のページ(5ページ)の「(2)労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」の「イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置」、(イ)についてですが、雇用管理者研修会を11月13日に港湾労働安定協会主催で実施していただき、41名の参加がございました。その中でお時間をいただきまして、大阪港労働公共職業安定所から港湾労働法の法令遵守を中心に説明を行い、遵法意識の高揚を図っております。また、大阪港安定所において、平成27年12月末現在、221社に対し、訪問指導を行い、港湾労働法の法令遵守の徹底、制度の啓発・指導を行いました。

続いて、(ハ)直接雇用の日雇労働者問題への対応ですが、大阪港における平成26年度の関連事業への直接雇用の日雇労働者就労延数は、合計で1,406人日でございますが、これは港湾労働者全体の就労延数の0.1%となって

おりまして、名古屋港の次に少ない状況になっております。

その下の、(二)の雇用秩序の維持でございますが、港湾労働法遵守強化旬間を毎年11月21日から30日に設定をしまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じまして違法就労の防止に努めております。具体的には、○印のところに記載しております。先程申し上げましたが、大阪港安定所による事業所訪問指導を延べ221社、現場パトロールを52回実施しております。また、関係行政機関で実施しております合同立入検査を6月19日、9月18日に行い、次回は2月18日に予定しております。また、労働者代表、使用者代表、関係行政機関からなる港湾雇用秩序連絡会議を7月6日、11月5日に開催し、その構成委員による共同パトロールを7月23日、11月6日及び11月11日に実施しております。大阪港ワッペン委員会は、9月14日、12月7日、25日に開催され、大阪港安定所が出席しておりますが、大阪港ワッペン委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて、周知・啓発を行うこととしております。

詳細につきましては、説明資料(2)の資料5をご覧ください。大阪港安定所による平成27年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について表にしております。訪問事業所数は27年4月から27年12月まで221社で、11月は180社と突出しておりますが、港湾労働法遵守強化旬間の行事として実施しております。パトロール回数につきましては52回、パトロールに対応する事業所数が129社、隻数が24隻、上屋・倉庫への訪問回数が56回となっております。右側の港湾パトロールにおける指導状況ですが、ワッペン未貼付が3件、ヘルメット未着が4件となっております。一番下の港湾労働法関係の重大違法事象の指導は今年度ゼロ件となっております。なお、この事業所訪問及び港湾パトロールの実施状況の詳細については、後ほど、大阪港労働安定所から報告させていただきます。

続きまして、次のページの資料6ですが、平成27年度の港湾労働法遵守強化旬間行事の実施状況となっております。実施項目といたしましては5点ございまして、1 横断幕等による周知・啓発、2 文書等による周知・啓発、3 陸上・岸壁・海上キャンペーン4 啓発会議等、5 共同パトロールを実施して参りました。詳細につきましては、記載の通りでございます。

次のページの資料の7は、大阪港における平成27年12月末現在の派遣許可事業所状況でございます。派遣許可事業所数は60事業所62業務で昨年度と同様となっております。また、派遣登録者は1,959名となっております。

資料8は、大阪港・堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移を昭和41年から記載しております。平成26年の取扱トン数はご覧のとおりとなっております。平成になってから最低水準だった21年より引き続き増加しております。



最後に資料9をご覧ください。皆様、既にご承知のとおり、昨年9月30日に労働者派遣法の改正がございました。この「労働者派遣法改正の概要」とこれに伴う「港湾労働者派遣制度への影響」ということについて少し説明させていただきます。「労働者派遣法」においては、港湾運送業務は労働者派遣事業の適用除外業務となっており、何人も行ってはなりません。これは、港湾運送業務の波動性等の特性により労働者派遣事業が適正に実施されないことが、懸念されていることからですが、平成12年の港労法改正によりまして、港湾労働者派遣事業が導入され、港湾運送業務については港労法に基づき、特別の制度として厚生労働大臣の許可を受けて行う場合のみ実施することが認められているものでございます。第189通常国会で平成27年9月11日に成立し、平成27年9月30日に施行された労働者派遣法改正による港湾労働法への影響について、簡単に説明させていただきたいと思っております。労働者派遣事業につきましては、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、全ての労働者派遣事業を許可制とするとともに、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進し、派遣先の事業所等ごとの派遣期間制限を設ける等の措置を講ずるため、今般、諸般の改正が行われましたが、皆様、十分ご承知のとおり、労働者派遣法において「港湾運送業務」への派遣は禁止されておりました、これは「港湾運送の業務においては、その波動性等の特性により、労働者派遣事業が適正に実施されないことを懸念されたことによるもの」という理由からでございますが、一般の労働者派遣が禁止されている中で、港湾運送業務への派遣は、平成12年の港湾労働法の改正により、港湾労働法に基づき、特別の制度として厚生労働大臣の許可を受けて行う場合のみ（例外として）港湾労働者派遣事業を実施することが認められているところでございますので、この「労働者派遣法改正による港湾労働法への影響」ということについて、私の方から、簡単に説明させていただきます。それでは、資料9「労働者派遣法改正の港湾労働法への影響の概要」をご覧ください。大きく5点ございます。

まず1点目は、派遣事業の健全化ということで、派遣事業の種類（区別）がなくなりました。改正前は、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）がありましたが、この区別を廃止し、名称が労働者派遣事業となり、全てが許可制となりました。特定労働者派遣事業は、常時雇用される労働者を派遣する事業で、一般労働者派遣事業は登録型の派遣労働者を1人でも扱う事業です。今般の改正は、許可要件を満たせないために、届出制の特定労働者派遣事業と偽り、一般労働者派遣事業を行う事業者が多くいるなどが改正の主な要因です。ただし、港湾労働者派遣事業は既に許可制の下で実施されているため、簡単に言えば文言修正のみです。

2点目ですが、派遣労働者の雇用安定とキャリアアップです。派遣労働者は

正規雇用労働者に比べ職業能力形成の機会が乏しいという背景から、派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリア・コンサルティングの実施など、キャリアアップ支援を初めて義務付けたものです。港湾労働法第三条に、港湾雇用安定等計画の策定について記載があります。港湾労働法により港湾労働者の雇用の安定及び福祉の増進に関することということで、もともと港湾労働者の能力の開発及び向上を促進するための方策を講じるよう定められていることから、今般、特に新たに何かをしなければならないというものはありません。「希望者へのキャリア・コンサルティングを派遣元に義務付け。」とありますが、キャリア・コンサルティングとは、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと」と定義されており、簡単に言うと港湾労働者（派遣労働者）からの「相談」に応じるということです。「②派遣期間終了時の派遣労働者の雇用の安定の措置を派遣元に義務付け」については、港湾派遣労働者はもともと派遣元事業所の常用雇用労働者、常用港湾労働者のため、わざわざ雇用安定措置を講じる必要はないため、適用されないことになっています。

3点目、労働者派遣の位置付けの明確化ですが、派遣就業が臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方ということです。

派遣を受け入れることで、常用雇用の代替とならないようにということですが、港湾労働者派遣事業については、派遣就業日に日数制限、上限7日とかがあり、もともと「港湾運送の波動性への対応策」として臨時的・一時的なものであるため、適用するということが、現状とかわりありません。

4点目、より分かりやすい派遣期間規制への見直しですが、①事業所単位の期間制限と②個人単位の期間制限がありますが、①は港湾派遣労働にも適用されるということですが、②については適用しないとなっています。個人単位の期間制限を適用しないのは、港湾派遣労働者に就業日数制限、1月あたり上限7日、があり、常用雇用の代替ではなく、先程も申し上げたように、臨時的・一時的にもともとなつているからです。

5点目は、派遣労働者の均衡待遇の強化ですが、これはもともと、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」の中に記載があり、均衡待遇推進のための努力義務は課されていたことですが、派遣元・先において労働者に対して賃金水準、物品の貸与、教育訓練の実施などの面で均衡待遇確保のための措置を強化するということです。

以上、5点について簡単にご説明させていただきました。今回の労働者派遣法改正に伴い港湾労働法がガラッとかわるものではありませんし、影響はほとんどございません。以上、簡単ではございますが、「港湾労働法改正の概要」とこれに伴う「港湾労働者派遣制度への影響」についてのご報告とさせていただきます。

きます。

私からは以上でございます。それでは、パトロールの状況につきまして、大阪港安定所の方から報告させていただきます。

（ 新井課長 ）

大阪港労働公共職業安定所の新井でございます。私の方からは、二点補足の説明をさせていただきます。

まず1点目ですが、大阪労働局説明資料（2）資料2「六大港の常用港湾労働者数」におきまして、平成26年度末6,811人、26年3月末が6,367人ですから、444人増、対前年度比7.0パーセント増となっておりますのは、25年6月に労働者派遣法による申告事案により、26年3月に労働者派遣法の行政処分が行われまして、当該倉庫所有者が荷捌き作業従事者を直接雇用により切り替えたことによる影響が大きく、約300人の雇用届が提出されたことが反映されて、突出して大きくなっております。

2点目の方、資料は大阪労働局説明資料（2）資料5をもう一度ご覧いただければと思います。

左側の一覧表「事業所訪問及び港湾パトロール実施状況」について説明いたします。訪問事業所数は港湾パトロールに併せて事業所訪問をさせていただいて港湾労働法の指導・啓発を行っておりますので、その訪問件数を計上しております。11月が突出しておりますのは、先ほど大阪労働局から説明がありましたが、港湾労働法遵守強化旬間において陸上キャンペーンを実施しており、176社の事業所訪問を行いました分が、計上されているということです。それ以外の月におきましても、平常よりパトロールに併せて授業所訪問をさせていただいて、港湾労働法の指導・啓発に努めておるところの訪問件数ということになっております。その右側に「パトロール回数」がありますが、これも例月、大阪港労働公共職業安定所で実施しております港湾パトロールの回数を計上しております。そしてその右側に「パトロール」に対応する「事業所数」、「隻数」、「上屋・倉庫」数ということになっております。

右側の一覧表「港湾パトロールにおける指導状況」について説明いたします。「ワッペン未貼付」、「ヘルメット未着」の確認件数を計上しております。残念ながら若干、今年度におきましても件数として確認されております。まずは「ワッペン未貼付」についてですが、6月に2件、11月に1件と12月末までに3件確認しております。6月の事案につきましては1件はフォークリフトによる上屋内はい替え作業中の2名のうち1名がワッペン未貼付だったという事案です。作業責任者から、「前日に港湾労働者証・ワッペン交付の手続きを行った。」との申し出があり、ワッペン貼付について指導し、ワッペン貼付を確認して、

作業再開させました。もう1件は上屋前でトラックから荷下ろし作業中のフォークリフト運転者1名がワッペン未貼付のヘルメットを着用していましたので作業を中断させ、その場で現場責任者に指導を行い、港湾労働法遵守について、現場の労働者に徹底するよう要請しました。11月の事案につきましては雇用秩序共同パトロールにおいて、ヘルメット未着の労働者が自動車のバン詰め作業を行っていたという事案です。労働者は外国人であり要領を得ないため、現場責任者に確認したところ、労働者は荷役作業会社の従業員とのことであった。雇用秩序委員から荷役作業会社の担当者に連絡を取っていただき、現場にて事情聴取したところ、ヘルメットへのワッペン未貼付が判明したため、ヘルメット着用及びワッペン貼付等の港湾労働法遵守について、現場の労働者に徹底するよう要請・指導しました。後日、数回当該現場をパトロールし、労働者の自社作業着の着用及びヘルメット着用・ワッペン貼付についての履行を確認しております。

続きまして「ヘルメット未着」についてですが、4月に2件、9月と11月に1件ずつと、12月末までに4件確認しております。4月の事案ですが、1件は、沿岸のコンテナからフォークリフトによる上屋前への荷下ろし作業中の2名の労働者が、パトロールに気付き、即座にヘルメットを着用しましたので、ワッペンの確認と着用指導を行いました。もう1件はフォークリフト運転手2名と作業員5名が上屋内においてノーヘルで作業をしていましたので、一旦作業を中止させ、作業責任者に指導を行い、ヘルメット着用・ワッペン貼付を確認後、作業再開させました。9月の事案につきましては、運輸局、監督署との合同パトロールにおいて1人でフォークリフトによる金属板の荷捌き作業中の作業員がノーヘルで作業をしていたので、作業を中止させようと近づいたところ、フォークリフトに乗車して作業現場を離れていきました。そのため労働者について特定できませんでしたが、後日荷役作業会社の現場責任者から「パトロールに気付いた作業員が、ノーヘルについて注意される前に現場事務所にヘルメットを取りに戻った。」との説明がありました。その後の当該現場付近の港湾パトロールを行っておりますが、違反事象は確認されておられません。11月の事案につきましては、先ほど説明いたしましたワッペン並びにヘルメット未着事案として計上しているものであります。

最後に下段の「事業所指導状況（重大違法事象）」につきましてですが、今年度は12月末まで0件でございます。

ハローワークが港湾の雇用秩序の維持・確立のため港湾パトロールを実施していることを、港湾労働者はもとより港湾労働関係事業所の方々に認識していただくために、10月より港湾パトロール実施について周知・啓発を目的とした「マグネットシート」を庁用自動車に貼付し、ハローワークの名称を示した

「腕章」を着用しております。

パトロール先々で、港湾労働関係者の方々からあいさつや敬礼をいただける等、周知・啓発についての効果を感じておりますので、今後も一層「港湾の雇用秩序の維持・確立」に努めたいと思っております。私のほうからは以上です。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。続きまして、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」、港湾労働安定協会大阪支部の中野支部長から説明していただきます。

( 中野支部長 )

湾労働安定協会大阪支部の中野と申します。

お手元に資料【協会－１】～【協会－４】と「平成２６年度業務年報」があると思いますが、私からは【協会－１】～【協会－４】に基づき、大阪支部における港湾労働者派遣制度の取扱状況を中心に説明させていただきます。

まず【協会－１】「平成２７年度 主要業務取扱状況」でございます。「１ 港湾労働者派遣事業取扱状況」。この表は派遣先事業所から港湾労働者の派遣の申し込みがあった「あつ旋申込数」と、このあつ旋申込に対して港湾労働者の派遣が成立した「派遣数(成立)」、そして派遣可能者が派遣成立しなかった「派遣不調数」を平成２５年度、２６年度の年度比、そして今年度と比較するために２６年度の１２月までの累計と今年度２７年度の昨年１２月分までの累計を計上し、前年同月比を表示しております。なお、今年度の４～１２月の各月ごとの状況は、その下に表示しております。平成２７年度の状況をご説明いたします。表の左側の「あつ旋申込数」をご覧ください。船内、沿岸、関連を合計いたしまして、４月４１９人、５月３９６人、６月３６３人、７月４６９人、８月３５４人、９月３７９人、１０月３６６人、１１月３８７人、１２月４５１人と１２月までの累計は３、５８４人となっております。荷役作業別の内訳ですけれども、船内１、４５７人、沿岸１、４３９人、関連６８８人となっております。その上段の２６年度の１２月迄の累計が４、６７５人ですから、人数で１、０９１人、率で２３．３％の減となっております。

次に 表の中ほど派遣数（派遣成立数）の月別状況は、４月３２０人、５月３０９人、６月３１４人、７月４０７人、８月２８５人、９月３１１人、１０月３０４人、１１月３２５人、１２月３７２人となっており、１２月までの累計は２、９４７人となっております。荷役作業別の状況は船内１、４５７人、沿岸 １、４３１人、関連５９人となっております。２６年度の同月迄の累計が３、５４８人ですから人数で６０１人、率で１６．９％のマイナスとなっております。

下のグラフを見て頂きますと、２５年度、２６年度、２７年度のあつ旋申込

数・派遣数の月別の状況を比較してご覧いただけたと思います。棒グラフがあつ旋申込数、折れ線グラフが派遣数となっております。棒グラフのあつ旋申込数の白抜きの棒グラフが、27年度分で26年度と比較してみますと、全ての月で前年を下回っていることが見て頂けると思います。平均ですが、これも当然のことながら25年度、26年度を下回っている状況にございます。折れ線グラフにつきましても、あつ旋申込みと同じように月平均で下回っており、あつ旋申込数と同様の状況になっているところでございます。

上の表に戻って頂きまして、表の右側 派遣不調数の27年度の欄をご覧ください。27年度の12月迄の派遣不調数累計が3,033人、その上段の26年度の12月迄の1,464人と比べて人数で1,569人、107.2.%の増となっております。以上で【協会－1】の説明を終わります。

続きまして、次頁【協会－2】の2「港湾労働者派遣日数別就労状況」でございませう。港湾労働者を派遣できる日数は、現行制度では1人1月当たり7日を超えないものと上限が定められております。この表は港湾労働者が1ヶ月間に派遣就労した日数別に計上してあります。左端が就労延べ人数になります。右端の欄に就労日数別実人員の合計から月平均を算出してあります。見て頂きますと、25年度が150.5人、26年度が165.8人、26年度の12月迄が170.8人、27年度の12月迄が135.3人ということですから、前年度の同時期と比較しますと35.5ポイントの減という状況になっております。

次に、その下の3「各種講習会等開催状況」でございませう。港湾労働安定協会といたしまして、派遣元責任者講習を年2回、雇用管理者研修会を安定所と共催の形で年1回開催いたしておりますが、その内容、参加人員等でございます。

次の頁、【協会－3】の資料をご覧頂きたいと思ひます。「六大港支部別派遣事業取扱状況」でございませう。上の表は「派遣許可事業所・派遣対象労働者状況」でございませう。各年度末と昨年12月末現在の事業所数、労働者数となっております。下の表は「派遣業務取扱状況」でございませう。表の左側が各支部のあつ旋申込数、右側が派遣数になってあります。表の中段「27年度（12月迄）」の行をご覧頂きたいと思ひます。左端のあつ旋申込数の合計を見ていただきますと、六大港の合計が177,420人、その上段の26年度12月迄の数字が173,921人ですから、比較しますと3,499人、2.0%の増という状況になってあります。同じく「27年度（12月迄）」の右側の派遣数の合計におきましては、六大港の合計が20,373人、その上段の26年度（12月迄）が21,606人ですから、比較しますと1,233人、5.7%の減となっております。

次に最後の頁、【協会－４】になります「大阪港船内荷役取扱状況」をご覧ください。この資料につきましては、大阪船内荷役協会さんから資料提供をいただいたものでございます。船内荷役の「隻数」と「口数」、口数の中の「革新船荷役」と「在来船荷役」の状況を計上しております。２５年度、２６年度及び２７年度の４月以降各月の状況、また昨年度と比較するために２６年度と２７年度の１２月迄の累計数を計上しております。表の４行目の２７年度１２月までの累計の欄をご覧ください。左端の隻数は６,２７６隻、その上段の前年１２月までが６,２７７隻ですから、１隻のマイナスとなっております。その横の口数では、革新船、在来船の合計が７,８４２口です。同じくその上段の前年１２月までの数字が８,０１５口ですから、１７３口、２.２％の減となっております。また、革新線と在来船の口数の割合ですが、下の表をご覧くださいと思います。口数全体に占める革新船荷役の占有率のところでございます。平成２７年１２月末現在で７５.８％という状況でございます。

以上で、大阪港における港湾労働者派遣制度の取り扱い状況についての説明を終わらせていただきます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました２つの議題につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いします。

( 三宅委員 )

今、新井さんの方から報告があった２５年の６月というのは、Ａ社が北港で取扱っていたＢ社の取扱いということで間違いないですか？これはここで同じことを言わせて頂くと３年目になるかと思いますが、パトロールの状況報告を受けて重大違法事案がゼロ件ということについては、言いがかりをつける訳ではありませんが、我々が認識するところはゼロではないということをまず申し上げておきます。それで我々は春と秋に労働組合としてパトロールを実施しており、４、５回に１回ぐらいは港運協会の皆様方にも入っていただく訳ですが、昨年の秋の段階では、同じＢ社がやるところの企業で同様の作業でしておるのに人員的には１０名を切った作業員でやっているというのが実態なんですね。大阪港ではＢ社の取扱いをやっておるところの事業者さんがたくさんあります。これは大阪の港運協会の方にも申し入れておりますが、いわゆる派遣といえども、雇用ということなので、ここで働いている方、雇用が無くなつては困るということもありますし、企業間同士の関係で契約の関係もあるでしょうから、今年の春まで、年度末ですから契約の更新でありますとか、新しい派遣先だとか探していただくためにということで猶予を設けてきております。これは今ま

た若干変わってきていますが、そういう状況があるということですから、このところをゼロという認識では私は無い。近畿運輸局さんも席上におられますので申し上げますと、港湾運送事業行為と認められた部分でありますから「港湾労働者を適用してくださいね、いわゆるワッペン労働者を使っただきませよ」と。この定義がA社の件でもあります。ですから、同様の作業をしているにもかかわらず、ここにゼロというのはいかがなものかということ。別にB社のことだけで申し上げているのでは無しに、やはり大阪港というのは輸入港の港でありまして、これも企業名を挙げて色々申し訳ないとは思いますが、C社でありますとかD社でありますとか、いわゆる今の安売り競争の大手量販店並みの部分については、この手の部分が非常にグレーだというふうに思われる。なぜグレーがだめなのかということになりますと、この25年の6月の時に需給調整課の見解は「グレーは黒です。法律上グレーなんていう中間的なものはありません。」ですから行政指導が入ったんです。派遣法違反と、ワッペン労働者の港湾労働法違反。この2点。ですから言われたように、もう一つはA社が使われておったという300名以上の方というのは一般派遣。これの行政処分が入ったということなんです。ですからB社の並びに他のそういう部分をやっているところが派遣法違反なのかということは、これは分かりません。分かりませんが、多分それに近いものがあるのではないかとことです。ですので、一つ来年度のパトロールなどにおいてはその辺を見て頂きたいなというふうに、我々と連絡を密にとってお願いをしたいなと。なかなか行政ですので「一緒にパトロールしましょうか」と呼びかけても、なかなかそうはならないですよ。一つその辺のところですね、よろしく願いしておきたいのと、

2点目は、これは労働局の方から私も報告を頂きまして、色々調査をいたしました。派遣日数上限7日の違反行為。関門の若松港でしたかね。鉄の関係をやっている、これもE社の関係なんです、ほぼ100パーセント。名前は変わっているけど顔が一緒だったということで労働者から告発があったということで、私共地区の港湾の皆様方に色々やり取りして調べました。ここ問題はありますが違反は違反なんですと。もしかすると後で大野委員の方からあるかもわかりませんが、沿岸の作業とか、そういう専門的な作業において7日というのは、昨年も栗田委員の方からありましたように非常にノウハウの問題があって、船内のように荷物を揚げ降ろしするだけではない、いわゆるトラック積み込みの伝票であるとか、これはここに置くんですよ、とかいうようなことがあって、非常に悩ましいですねということもあるんですよ。ただこれを許してしまうと港湾運送事業者が派遣事業を、要するに本業ではなく派遣で商いをやろうという、変な方向に行かれても困るという意見はあるんですが、今度の30年度以降の雇用安定等計画の中では、この7日にプラス付帯をして、何かしら、



もう少し派遣のやり易い方向性も一度議論を中央のレベルでもやるべきではないだろうかというふうに思いますし、厚生労働省そのものも、労働組合は何でも反対する訳ではないので、キッチリとしたコンプライアンスが遵守できる形、そしてスムーズに商いが、現場の作業が進むことを前提にした議論があって然るべきではないのかなというふうに思ったりもしますので、一つ検討事項として申し上げておきたいなというふうに思います。以上です。

( 小阪係長 )

三宅委員から2点ご意見を頂いた件でございますが、1点目の件については昨年度も同じような議論をしていただいたと思います。グレーの部分については、情報を頂いて、大阪港の方でもパトロールの方を重視していきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

2点目のご意見でございますが、上限7日の方、沿岸等のノウハウが必要な作業については、そういう意見を承りましたので、その辺のところの部分で次の港湾雇用安定等計画の策定につまましての意見ということで、我々の方が、厚生労働省の方へ上げさせていただきまして、中央の方で議論をして頂きたいというふうにお伝えをしておきますので、よろしく願いしたいと思えます。

( 三宅委員 )

ただそれがあるからと言って、30年までの2年か3年の間に、大阪港でも「名前だけ違って同じ顔だ」ということがあるんですね。これは現状ではもう違法ですから、これはキッチリとやっていただきたい。

( 小阪係長 )

その辺のところ、また情報を頂きましたら、パトロールの方をさせていただきます。

( 石田部会長 )

ありがとうございます。それでは、他の方ご意見等ございましたら。

( 飴野委員 )

関西大学の飴野です。質問一つと、意見ということなんですけれども。

港湾パトロールにおける指導状況のところ、やはり私はこの資料を頂いて、この数字というのは実態とどうなのかなというのちょっと感じましたので、逆に言うと、6月と11月のところに2件、1件ということで出てきているようなところは「氷山の一角」というふうにも見れると思うんですけれども、今、

三宅委員の方からグレーの部分のお話も頂いておりました。そういうことで、今のパトロールのやり方で、もうちょっと実態に即したような数字が浮かび上がるようなやり方というのは無いんでしょうかというのが意見です。それと、表の読み方として、若干でも数字が出てきているということは「少なかった、よかった」という取り方もあるかもしれませんが、こういった場合には「氷山の一角」というような見方もあるんじゃないでしょうかということです。以上です。

( 石田部会長 )

今の意見についていかがですか？

( 新井課長 )

ハローワークの新井です。港湾パトロールにつきましては、氷山の一角ということでご指摘を頂いているかとは思いますが、当所の人数の方も限られておりますので、実際にパトロールに出られる回数というのにも限られておる中で、調整をして行っておるところであります。通報であったり、情報提供がありましたら、即座にその辺は対応してパトロールに行つて現認をさせていただくところなんです、なかなか、人員や技術的なこともありまして、毎日、色々な所をパトロールというのが難しい現状があります。その中で、計画を立てて、大阪港の管轄の地域をまんべんなく回るような形で計画を立てて行っておりますので、こういった状況しか現認されていないというのが現状かと思ひます。

( 飴野委員 )

是非、そういったご意見も挙がっておりますので、改善できるような形で、言い辛いですが、以上です。

( 三宅委員 )

少し労働局をフォローしておきます。一つはゼロというところを、例えば、都度あった時に我々はハローワークなり労働局なりに行つて「この業者が何曜日の何時ぐらいに、非常に分かつてやっている業者、確信犯でやっている業者がいるから見てきて」ということ言つたらすぐ対応して動いてはくれるんです。ただ、行政がやるパトロールだという判定をすると、これはゼロになるのかなど。我々でやると、怪しいところというとならば20位になるんですよ。今回も2月15日から、ほぼ4月一杯にかけて、我々のパトロール、港運協会・事業者の皆様も一緒に行ける時は行きましようというパトロールで、実はもう港運協会に通知しております、我々としては大体週1回から10日に1回位は回

る予定なんです。都度それがあれば、我々も労使の関係のそういう協議の場です。この業者はおかしいですよと、呼んでキッチリ我々と事前協議の中で「こういう形で労働者を、これだけの人間を置いて、こういう作業をやりますよ」ということの確認をしている。それに違反しているところについては、また港運協会の方も業者を呼び出して、あまりにひどいのは、行政対応して頂くということもやっておりまして、だから数字がゼロというのは、先生が仰るように、真に如何なものかということになるんです。行政らしい数字だというふうに理解はしているんですが。

( 石田部会長 )

ありがとうございます。よろしいですか？今のところ。それでは、他にご意見ございましたら仰って下さい。

( 栗田委員 )

私もちょっとフォローになるんですけどね。労使でパトロールを数回やってるんですけども、当日の朝に、今日はどこに行こうかということを決めて、行くんですけど、我々が着くと、その間は作業を中断して、掃除をしておるとかというような状況が見受けられるところがあるんです。どこから漏れているのかなというのがありまして。これは通報があっても、必ず行っても、それが早朝にやってるとか、5時以降にやってるとか言う部分も聞くところがあるんですけども、残念ながら安定所の方も就業時間がありますので、その時間に行けることが難しいというのがありましてね。これはまた労働組合と我々とで、相談しながらその辺もチェックしていかなあかんなど。こういうように思っています。以上です。

( 石田部会長 )

はい。今のところはよろしいですか。他にご意見等ございましたら。どなたでも仰って下さい。

( 徳平委員 )

大阪市の港湾局長、徳平です。

この審議会の本題から離れるかもしれないんですが、お聞きしたいことがあります。労働者の派遣というのはやはり、労働力の需給の関係で決まってくるというか、その調整をするためのものだというふうにお伺いしているんですけど、貨物量が増えればこれも増える、あるいは、取扱貨物量が減ればこの件数も減るといふふうに認識してまして、実は今年、中国の経済の状況とか円

安の状況で、各港湾というか日本全体で貨物量が減っていると思うんです。大阪港でもコンテナ貨物量でいきますと、速報値なんですけど対前年度比9パーセントの減ということで貨物量が減っています。そのことは協会さんの資料の3のところでは派遣数の状況を見させていただくと、各港とも対前年同月比12月までの分で2割減とかということで、減少となっているので、やはりこれは貨物量が減ったことによって、派遣数も減っているのかなというふうに認識しているんですけども、その点で行きますと、これも協会さんの資料の1のところでは、大阪港の場合があるんですけど、大阪港でも派遣数の成立の所だけを見ますと、マイナス対前年16.9パーセントなんですけど、船内が31パーセントの減なんですけど、沿岸が3.4の増ということで、船内は確実に減っているんですけど、沿岸はそれほど影響を受けていない、これは何か船内と沿岸で、先程、作業というか仕事の内容が多少違うというのがあったんですけど、何か特別な事情というか、この違いはどこからくるのか、教えて頂ければありがたいなと思います。

( 中野支部長 )

仰ったように、船内については貨物量が減っているんで、それで派遣も減っているというのはご承知のとおりなんですけど、沿岸で減らずに現状維持をしているというところにつきましては、私共の認識では、昨年9月に1社、派遣の基本契約というのを締結し、1日1人程度の派遣ですけれども成立する事業所が出てきているという状況がありますので、それに伴っての微増というか、去年と比べて増えているという認識が、この数字に表れているのかなというふうに思っております。荷物については、仕事そのものというか、船内荷役の業務そのものが減っておりますし、全体的に船が入ってきていないというか、量的なものは隻数は一緒なんですけど、仕事の的には、そういう労働力を必要とする仕事が減ってきているのかなというところがあります。それともう一つには派遣不調数ということで、派遣可能労働者はいるけれども、仕事が無いので派遣成立がしないということもありますので、その辺かなというように認識をしております。

( 徳平委員 )

ありがとうございました。

( 三宅委員 )

派遣数もさることながら、港湾登録者数も25年度から右肩上がりになっているというのは、本船そのものは、私はそんなに大きく、隻数だけでは判断で

きるものではないと思っています。東京と大阪港は、私は回るところ色々な所で言うんですが、輸入港です。先程からやっている議論が、我々が心配しているというのは、アメリカ型の不動産屋さん、それから日本の損保会社さん、その他色々な不動産屋さんが港湾地区、港頭地区、臨港地区に大きな地区があって、安くて、流通機能を兼ね備えた場所ができ易い、そこに、輸入ですから、そこでバン出しをして、輸入で加工、流通加工、いろいろやるんですね。仕訳、ピッキングひっくるめて。ですからその部分で結構増えるんです。なぜ増えるかということと作業会社さんはその料金安いんですよ。余談の話なんですけど。ということになりますと、定着で、例えばこんな仕事は、倉庫業者さんがおられますから、よく知っていると思います、大体1年か2年なんです。B社さんなんかで言うと1年契約なんです。1年経ったら次は変えられるかも分からない。そのために常用労働者を抱えるというのは、非常に港運事業者は元請さんも、特に専門さんはしんどいんですよ。ですからそこに違法もはびこり易いし、派遣で不調もありますけれども、賄いをしなければならぬ。こういう事情が、私は大阪港の一番原因ではないかというふうに思っております。

( 石田部会長 )

ありがとうございます。今の件に対して、特に何かございませんでしょうか。またございましたら、後でもう一度機会を設けますので。

続きになりますが、その他の事項といたしまして、近畿運輸局海事振興部貨物港運課の岡野課長より大阪港における船舶積卸実績等についてご説明いたします。よろしく願いいたします。

( 岡野課長 )

近畿運輸局の岡野でございます。お手元にお配りをしております、大阪港における、1枚目が港湾運送事業者の許可数の推移、それから、その次の資料が船舶積卸量の推移ということでございます。事業者数の推移でございますが、ここ数年は事業者数に大きな変化はございません。左の方に事業種別がございます。一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ、いかだとありますが、事業種別ごとに事業の許可が必要になりますので、27年12月末現在で合計としては事業の許可数が186、事業者数、店社数としては146ということでございます。ここ数年でも若干、事業者の合併等々によって減少してきているという状況でございます。一般港湾運送事業で平成19年の欄を見ていただきますと、小計で許可数が74、その前年、18年が77、若干減り数が大きいんですが、ここにつきましては、許可事業者の実態が無い事業者の取消しの行政処分を行ったことから減少しているということでございます。後の状況は見て

頂ければと思います。

次に、船舶の積卸量の推移でございます。お手元の資料では24年度から26年度までの3ヶ年度のデータを示しております。それぞれ各月ごとの積卸量につきましても、私共、近畿運輸局のホームページで毎月掲載をしておりますので、また、参考に確認をして頂ければと思いますが、この船舶積卸量といいますのは、港湾運送事業者が、港湾運送事業報告規則に基づいて報告をした取扱量ということでございます。そういう意味では事業者の活動量というふうに言い換えてもいいかと思っておりますけれども、25年度が1億300万ということで、初めて1億トン超えをしたというのが25年度でございました。26年度につきましても、先程の港湾雇用安定等計画の中でも若干のデータの報告がございましたけれども、26年度は9,900万トンということで、前年度比で3.8%の減少ということでございます。中段に品目別の積卸量の実績ということで内訳が記載されております。下段合計から二つ目の上、コンテナがほぼ7,800万ということで、コンテナが取扱貨物の8割弱を占めているということになります。それから中段の大きな数字の所では金属・機械工業品の1,652万トン、コンテナとこの金属・機械工業品を合わせて9,900万トンと、ほぼ95パーセントの取扱量ということになっております。

それから次のページは、コンテナと貨物の対比をしたものでございます。コンテナについては80パーセント弱、78.5パーセントと、その他といたしましては、バラ貨物といたしましては21.5パーセントということでございます。先程申しましたとおり、これは3ヶ年度のデータでございますが、お手元には資料で配布しておりませんが、先程も申しました、私共近畿運輸局のホームページで毎月ごとの事業者の報告に基づく取扱の実績というものを掲載しております。若干申しますと、27年度4月以降10月までの実績のデータでございますが、すべてマイナスということになっております。特に今年27年度の前半は2桁の減少、4月で15.7パーセント、5月で17.3パーセントの減少。6、7月と2桁の減少、若干最近では減少幅も減ってきておりますけれども、27年度の4月から10月の半期で、対前年度で10.6%の減少ということになっております。ホームページの方でご確認を頂ければと思います。誠に簡単ではございますが、以上でございます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。それでは、今のご説明に関して質問等ございましたら、それと、初めの二つの件でも結構ですので、どうぞどなたからでもご自由にご発言をお願いいたします。

( 小阪係長 )

事務局から1点ございます。現在、中央のレベルで、港湾労働者証の色分けをするということなどの雇用管理改善の推進ということが検討されておりました、これが平成30年度までの、この5か年の中で検討するという事なんですけれども、こちらの方で何か意見等がございましたらお願いしたいところでございます。労使双方からできれば頂きたいと思っております。

( 栗田委員 )

今、言われた常用港湾労働者の色分け。これは、5か年の年度別で分けるのか、若しくは業種別に分けるのか。例えば一般、いわゆる港湾荷役業、それから船内限定、沿岸限定、関連限定、これで分けるのかで活用がちょっと違うんじゃないかというふうに思うんですけどね。例えば、この派遣制度も含めてやるんだったら、いわゆる業種別で分けた方が、すぐに分かりやすいというようには感じるので、その辺を一度中央でも揉んで頂きたいなというように思います。以上です。

( 大野委員 )

行政交渉の中でも、組合の側からそういう要求が出されましたね。今、議論があるように業種別で一定分けてですね、もちろんヤミ雇用とか撲滅だと、派遣制度についてもちゃんと確立されると、分かり易く、パトロールの際にも、これは何の業種と分かっていると明確に判断できるという利点があるんだろうなというふうに思っていますので、是非、「やるべきだ」というふうな意見を上げて頂けたらなという気はします。

( 小阪係長 )

貴重なご意見ありがとうございます。各港湾の慣習等もありますし、中央も意見を集約して、今後この5年間の中でどうするかというところを議論をするよう意見を上げておきますので、よろしくお願いしたいと思います。それと、大阪港におきましては、ワッペンが長年定着しておりますので、年度ごとに色分けをしておりますので、これとの兼ね合い等もありますし、今、ご意見いただきました「業種別」、こちらの方のご意見を上げさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

( 石田部会長 )

ありがとうございます。

それでは、本日の第15回大阪地方労働審議会港湾労働部会の議事は終了し

たということにいたします。どうもありがとうございました。それでは事務局の方、お願いします。

（ 五代儀課長補佐 ）

各委員の皆様ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第15回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。本日は長時間どうもお疲れ様でした。ありがとうございます。